

論文審査の結果の要旨

報告番号	博(生)乙第37号	氏名	大坪 遼太
学位審査委員		主査	亀田 和彦
		副査	合田 政次
		副査	原 研治
		副査	橘 勝康
<p>論文審査の結果の要旨</p> <p>大坪遼太氏は、2008年4月に長崎大学大学院生産科学研究科博士後期課程に進学し、2011年3月に満期退学した。その1年以内のこのたび、同氏は論文博士の審査を願い出て、現在に至っている。同氏は、生産科学研究科博士後期課程に進学以降、海洋生産科学を専攻して所定の単位を修得するとともに、漁業における自主管理と資源管理政策に関する研究に従事し、その成果を2011年10月に主論文「沖合・沿岸漁業における自主管理と資源管理政策に関する研究」として完成させ、参考論文として、学位論文の印刷公表論文1編(うち審査付き論文1編)、印刷公表予定論文1編(うち査読受審中論文1編)を付して、博士(学術)の学位の申請をした。</p> <p>長崎大学大学院生産科学研究科教授会は、2011年12月21日の定例教授会において論文内容等を検討し、本論文を受理して差し支えないものと認め、上記の審査委員を選定した。委員は主査を中心に論文内容について慎重に審議し、公開論文発表会を実施するとともに、試験を行い、論文審査および最終試験の結果を2012年2月15日の生産科学研究科教授会に報告した。</p> <p>以下、申請者の論文内容と公開論文発表会における質疑応答の状況から論文審査に関する所見を述べる。</p> <p>論文内容は次の通りである。本研究は5章より成る。第1章では、本研究の論点を明らかにするために既往研究を整理した。漁業者による自主管理と行政側の対応(法制度化や研究機関による指導も含む)とに注目して、漁業管理組織の形態や組織内の合意形成の仕組みについて、水産経済学分野と水産社会学分野における既往研究の到達点と限界を導き出した。同時に、官庁統計の枠組みでは漁業管理組織の動向は、あくまでも漁業地区という狭い範囲の自主管理しか把握できないと指摘した。さらに、最近の資源管理に関する行政側の対応は、制度運用(単なる枠付け)に留まらず、漁業者による自主管理を法制的にオーソライズしたり漁業者間の合意形成を支援する段階に至ったにもかかわらず、科学的知見(本論では、生物学的な情報や種苗放流などの技術も含める)を漁業者組織に活用させて資源管理策を展開する手法は開発できていないと規定している。</p> <p>本研究は、自主管理と制度運用(明文化された規則の下に現れる行政諸機能)との関係を次の3つの論点で整理した。すなわち、①自主管理の内容と経緯、②回復計画実施中の行政側の対応と科学的知見の扱いから見た取り組み方の変化、③新しい自主管理の課題、である。これらによって本研究は、効果的な漁業資源管理を実現するためには自主管理主体が行政との間にどのような有機的連携(自主管理主体と行政側との関係性は資源との共生に向けてお互いが柔軟に絡み合う関係)を築くことが適切なのか、を述べたいとしている。なお、本研究は、2002年に始まった資源回復計画を主事例としている。同計画は、約30年の資源管理関連施策の経験を経て、沖合から沿岸までの水産資源を管理する重要政策である。この施策では漁獲努力量削減(TAE-漁獲努力量-管理)、資源増殖、漁場造成がなされ、2010年10月時点で計68計画、うち計画が終了したのは2計画である。</p> <p>第2章では、回遊性魚種であるフグを漁獲する広域・自由漁業の九州・山口北西海域のフグ延縄漁業を分析対象とした。1988年に県域を超えて自主的に設立された西日本延縄漁業連合協議会が同漁業の操業秩序を形成してきた。同漁業は2005年度から資源回復計画の対象となり、政策主導で新たな操業海域区分や操業期間短縮などが始まり、操業実態把握を協議会が担うようになった。漁獲状況・市況・経営条件変化をもとに年ごとに打ち出される自主規制策は、これまでの協議会の経験に裏打ちされたものだが、資源回復計画として行政・大学側研究機関がフグ類の資源量変動シミュレーションや生活史といった科学的知見を積極的に協議会に提供したことで、協議会はこれを用いて</p>			

経験則を精緻化し自主規制策とした（例：操業規制等の手法改善を進められた）と結論づけた。

第3章では、地先種・知事許可漁業の長崎県大村湾のナマコ漁業を事例とした。任意組織体としては1970年頃に大村湾海区漁業協同組合長会が組織された。以後、同会が主導してきたナマコ漁業規制の経験と特性が整理され、2005年度から始まった資源回復計画によって、追加的な禁漁区設定や操業期間短縮を遅滞なく取り込む同会の機能が分析された。同計画の目標としては資源量ベースで73%しか達成できなかつたが、結論として、漁協長会という自主管理組織の権能発揮は閉鎖性内湾故の経験則に依拠する、知り得た科学的知見が合意形成要素となり得た、その本質は競合他者との情報交換に基づく相互理解にある、との3点を示すことができた。

第4章では、単一の漁業種類で漁獲される複数の魚種を管理している長崎県橘湾の小型底びき網漁業を事例とした。漁業調整規則による換業海域設定を遵守しながら大型魚礁の投入などをすすめてきたのは漁協主体の自主的な資源管理組織であった。2008年度から資源回復計画が始まり、現在でも、小型魚の再放流、再放流対象種の拡大、調整規則自体の精緻化などで、1経営体あたり漁獲量を維持したいとする同計画が進行している。その中で、再放流に積極的に取り込み（主体的行動の実現）自主規制をオーソライズするためには制度整備が不可欠だと言及する（積極的な制度改変と規範遵守の徹底）といった意志決定の早さは、経営維持を前提に客観的情報を咀嚼して合意を取り付ける能力を同湾漁業者の自主管理組織が持ち得ていることを示唆していると、結論づけた。

第5章第1節では、前章までの整理から、自主管理と資源管理政策の関係は、①資源管理政策は自主管理に対して新たに科学的知見という刺激を与えることで、自主管理主体に資源状態に対して客観的・合理的な判断基準に基づく管理体制を整えさせられること、②資源管理政策には①自体が課題となっていること、の2点に直面していると集約し、下に示す本章第2節の結論を導いている。

本研究は、自主管理で構築された合意形成の場（＝自主管理主体）を利用し、効果的な資源管理を実現させるには、行政側が持つ科学的知見を自主管理主体に提供し（これを政策課題の軸に据える）、これを活かして自主管理内容を漁業者自身が改変する必要がある（その能力を育てることは行政と漁業者の共通課題）さらに、資源管理政策終了後も継続して自主管理主体が資源管理を取り組むためには科学的知見を自主管理主体と行政がともに持ち活用し続けるという協働関係の維持が有効であると、結論づけている。

質疑応答の状況は次のところである。質問は全部で21件で、事実認識・視点の設定などの論文の枠組み・結論が政策評価に与える影響（結論の一般化と限界を含む）の3分野にまたがっていた。大坪遼太氏はどの質問にも明確な意見を述べつつ、官庁統計を用いた現場データでは資源動向把握には即応性に欠けることや、研究の切り口や枠組みは妥当であつて結論を新しい知見を導くことができたが、一方では政策成果の維持としての漁業資源の回復を漁業者組織が自主的かつ積極的に担う「将来のありかた」については研究で提示した以外の展開もあり得るとの、同氏の研究に関する議論についても、その方向性を認識していることを示すことができた。

上記より、大坪遼太氏の論文審査については、研究の切り口・既往研究と事例の評価・論旨の展開・まとめ方などにおいて申し分ないものであり、内容的にも新しい知見が論理的な分析を経て提示されたものとの結論となった。

以上のことから、大坪遼太氏の論文は、「漁業者組織による自主的な資源管理の実現に向けた科学的知見の活用」という切り口の漁業資源の管理と回復に対する有効性が示せたことは、漁業に関する経済社会学的研究、なかでも共同体的諸機能の研究や漁業資源管理政策研究に対して、多大の寄与をするものと評価できる。

学位審査委員会は、水産経済学分野において極めて有益な成果を得るとともに、水産経済学の進歩発展に貢献するところが大きく、博士（学術）の学位に値するものとして合格と判定した。